

## 志學館大学研究倫理研修実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、志學館大学（以下「本学」という。）が、「志學館大学公正な研究推進要綱」第8条第2項の規定に基づき、研究者及び学生に対して実施する研究倫理研修に関し、必要な事項を定める。

### (研究倫理研修)

第2条 本学の研究者及び学生は、研究活動上の不正行為を予防するために、本学が実施する研究倫理研修（以下「研修」という。）を受講しなければならない。

### (研修の内容)

第3条 研究者の研修は、日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース」を、インターネットで視聴する。

2 学生の場合、大学院学生にあつては、前項を準用し、学士課程学生の研修にあつては、研究者倫理に関する基礎的素養を修得できるような内容のものとする。

3 必要な場合、前2項以外の研修を行うことがある。

### (研修の方法)

第4条 研究者は、前条第1項のコンテンツを5年に1回以上視聴する。

2 大学院学生は、前条第2項のコンテンツを、在学中に1回、それぞれの指導教員の指導に従い、視聴する。

3 学士課程学生を対象とする研修は、4年次最初のオリエンテーション等の全ての学生が集まる機会に行う。

### (修了証の提出)

第5条 前条第1項の研修を受講した研究者は、修了証を学部長に提出する。

2 前条第2項の研修を受講した大学院学生は、修了証を指導教員に提出する。指導教員は、研究倫理研修実施報告書（別紙様式による）に修了証を添えて、研究科長に提出する。

### (受講状況のモニタリング等)

第6条 学部長は、当該学部の研究者の受講状況をモニタリングするとともに、毎年度末に、修了証を取りまとめ、総務課に提出する。

2 研究科長は、研究倫理研修実施報告書及び修了証を確認の上、総務課に提出する。

3 総務課長は、前2項の修了証及び前項の研究倫理研修実施報告書を保管する。

### (事 務)

第7条 研究倫理研修に関する事務は、総務課で処理する。

### (補 則)

第8条 この要領の改廃は、理事会が行う。

### 附 則

この要領は、平成28年8月3日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

令和 年度 研究倫理研修実施報告書

心理臨床学研究科長 殿

指導教員

氏名 ( )

本学の「研究倫理教研修実施要領」に定める研究倫理研修について、下記のとおり実施いたしましたのでご報告いたします。

記

|      |   |     |   |
|------|---|-----|---|
| 実施内容 | 日本学術振興会『研究倫理 e ラーニング』プログラム<br>実施説明および受講指導 |     |   |
| 実施期間 | 年 月 日 ~ 月 日                               |     |   |
| 対象者  | 名   | 修了者 | 名 |
| 添付   | 修了証                                       |     |   |
| 備考   |   |     |   |